



反 刻

祝詞略解

久保季茲著

五

特別
イ 4
3163
167(5)



貴
14
3163
167(5)



祝詞略解五之卷



久保季茲 編輯
矢部文載 校訂

大嘗祭 考云まづ上代には大嘗新嘗といふ分ち無く神代紀に新嘗とあるは思ふに年々の事からむ仁徳天皇紀に新嘗とあるは何れとも知難し清寧天皇十一月紀に依り大嘗供奉料遣播磨國司云々とあり又弘計天皇紀に右同事と新嘗と書つれど是は共に即位の時の大祀の大嘗と聞ゆ天武天皇紀に新嘗とあるも事のもま同じく大祀の大嘗也ふくて後文武天皇の神祇令仲冬常例の祭の條に大嘗とあるハ毎年の祭あり同令次條に凡大嘗者毎世一度國司行事以下毎年所司行事在京諸司預と有て一世一度祭事者也

とも毎年なるとも共々大嘗とありあくて此式にハ新嘗
祭と記さるたり然れば爰は大嘗祭とあるからはこの祝
詞に天津日嗣知看す始の大嘗の由の言あるべきに然事
見ぬず彼大嘗祭の時諸國へ御使立ちて幣を班ち玉ふ條
にも卯日に官にて諸社へ班幣の時にも祝詞の事は見え
ずして新嘗祭の所にハ祝詞あり云々○大嘗祭日時五畿
七道の諸社奉幣たまふ事と十一月卯日幣を班ち玉ふ事
ハ其式に見ゆ新嘗祭の時幣と神祇官にて班免せらるハ
事ハ四時祭式の下にあり○新嘗祭奠幣案上神三百四座
並社一百九十八所此は古本云々前一百六座云々右中卯
日於此官齋院官人行事○大嘗新嘗を分ちしこと令より後い
臣祝詞料准月次祭○大嘗新嘗を分ちしこと令より後い

つの御時にや續日本紀以下の史を考べし○後釋云こハ
ハ毎年の祭の内なれば毎年の新嘗なる事は論なきを新
嘗と顯はさずして大嘗と題されたるも古の唱れば難
はるし○今按に大嘗新嘗の事は記傳卷八に委しく見
えたるを考へ合すべし○神祇志料に云天武天皇紀元年
大嘗といふ事見え其後四年五年なるべ共ハ新嘗と
云ひ持統文武相繼て大嘗を行ふ時は大嘗新嘗と分ち云
ふこと爰に始るもの明けし且年中行事秘抄に仁和書を
引きて國家大嘗會天武天皇御世より起るといひ皇年代
略記にも又同趣に云は大嘗の始と云るにえあらて新
嘗大嘗分ち云ふ事の始なる由なり○今按に此祭ハ高天
原にて天照大御神に始まり此國にてハ瓊々杵命の筑紫

大朝廷にて行ひ給ひしより今に絶えざること踐祚大嘗
卯日神事辰日公事と分まゝ事この祭の状全く神今食と
同じき事この祭へ祈年祭等に五穀豊饒を祈り玉ふ報賽
の御祭なること天武天皇紀五年なるは悠紀主基の事見
ぬたまど毎年のにて踐祚大嘗に非ざる事その外くさく
講義に説ける事あまど所狭けきば省けり○後釋云凡て
大嘗新嘗へ天皇の聞食すと主とする事にて神に奉り給
ふも天皇の聞食さむとするま就て先奉りぬまふかり故
古書に大嘗とば聞食とのま云へり是天皇の聞食を主と
する故也然れを神々に幣帛を奉らせ給ふも天皇の大嘗
を聞食むとするに依て奉りたまふにて此祝詞を其由を
申させ給ふ祝詞にこそあれ神に大嘗を奉り給ふ祝詞に

は非ず大嘗に依て幣帛を奉り給ふ祭といふ事也抑世人
大嘗新嘗は唯神に奉り玉ふとのみ主と心得たるは古意
にあらず古書どもに此事を云ふ詞と心を着て能見を曉
をべし即此祝詞に皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故爾とある
にて知るべし○記傳云於富爾閑れ爾閑れ新饗と約た
るにて新稻を以て饗すると云ふ名なり云々

集侍云々 講義云祈年月次祭例此に同じ但新嘗祭式に諸
社の班幣を記されたる終に右中卯日於此官齋院官人行
事諸司不と見ゆるを以思ふに祈年月次等の如く大臣以
下諸司の共に預るにて尤無く唯神祇の官人のみにて供
奉れりしも乃なり云々貞觀儀式大嘗祭條にも卯日平明
神祇官班幣帛於諸神とありて諸司の供奉る事なく依て

思ふに大嘗新嘗ともに神饌を供せらるゝが本にて頒幣
は却て未なるが故なり云々

天社國社登敷坐留 講義云敷坐とい宮殿を建て其處に鎮

坐ことを云云々 家藏を建る地を屋敷と云など思ふべま云々 ○祈年月次とも

に稱辭竟奉とあり彼が如きは此方より天社國社を定め
て齋き祭る由なるが此は其天社國社と神等の鎮在す方
を指して云るにて主客の相違あり云々

中卯日 講義云中臣壽詞に中都卯日と有に依て訓べし云
々

天部御食 考云紀一書に天忍穗耳尊と天降し玉はむとて
天照大御神の詔の中に以吾高天原所御齋庭之穗亦當御
於吾兒ちふに依て云るなり○講義云今此大嘗に當りて

皇御孫命の聞食し初る大御食を直に天津御食と申成て
祝給ふなり

相宇豆乃比奉 考云孝謙天皇紀の詔に天坐神地坐神乃相

宇豆乃比奉氏と宣ひ稱徳天皇紀に天地宇倍奈比由流之

天とも詔ませしもて宇豆奈比とは諾合と云に意均たを

知る云々○詔辭解云俗に神の納受し給ふといふに當れ

り○講義云万葉十八に天地の神安比宇豆奈比皇御祖の

御靈多須氣とあり此言義ハ古事記に三貴子と見ゆ

神代紀に珍子とあるとも大殿祭詞に依て宇都御子と

訓へき例なるが猶万葉六に天皇朕宇夏乃御手以又祝詞

に宇豆乃幣帛などある共に同じくして珍貴ふ意と憐愛

し心意と物を盡し極めたる意と有て皆同類の言也 奈比は商

呪トあとの例にて物の並累る状の時いふ詞なり此を偕
乃比とも云は音通なり調償などの例有て奈比に同ト
皇神等の相宇豆乃比奉給ふ事状ハ何ぞと云に祈年月次
等の詞に見わたる御祈の事共を聞食感け玉ひて當年大
に年有て豊饒なるを云なりけり

茂御世爾幸閉奉止依志講義云神代紀ある大御神の御詔

に以吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾兒とも葦原千五
百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行
矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣ともある大御命を指て心
得べし又祈年祭に云々大忌祭に云々風神祭爾云々その
餘の諸祭とも稲穀の御祈と主といたまふ事なるに此
は其天社國社の神々比御守護に因れる事を云るなり然
れを祈年月次等祭に御祈有て報賽の爲に行へせ玉ふ此

新嘗祭に依志賜あれば必其事と引出て幸奉止依志とハ宣る

事なり依志賜爾依氏といふ意味なり次句千秋五百秋に

平久安久聞食云と有に對照して曉るべし本に奉

平久安久聞食云講義云上に皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故

爾とある其大嘗を千秋五百秋に平けて安けく聞食と也

豊明爾明坐奉記傳云豊明え登余能阿迦理と訓云、豊ハ

例の稱辭。明はもと大御酒を食て大御顔比赤らみ坐せる

を申せる言にて祝詞に豊明に明坐とある是也又赤丹穂

爾聞食とあるも同事にて御酒を食て御顔の赤るを申せ

ること統紀に黒紀白紀の御酒と赤丹乃保仁多末倍惠良

伎と有と以知べし此ハ常の御顔を申すハ非老御酒を

食て赤らみ坐す由なり右の續紀の文にて知るべし又大
嘗祭詞爾ハ御食とのみ有て御酒の事ハ云ざるにも豊明
爾云々有ハ如何と云に凡て御食と云は御酒も其中に
具る内に大嘗ハ殊に御酒を重く玉ふこと云も更なり
中臣壽詞の文と以知るべし然まば豊明爾明坐と云は元
彼登余本岐本岐或は神集爾集又伊豆乃千別爾千別氏
と云格の語あるが即ち其宴乃名とは成まるなり○講義
云職員令の大嘗の義解に朝者諸神相嘗祭夕者供新穀於
至尊也と有て諸神乃相嘗も至尊の聞食とも同日の事な
りけむと中古より卯日ハ神事にて辰日豊明節會なり云
々○今按に此職員令義解の文のことは別に云ふべし講
義の説も信ひれきことあり

荒妙爾備奉氏 講義云爾辭乃下爾至迄爾の字を加へて意

得べし

事不落 考云事を漏さず也○講義云祈年月次二詞にハ事
不過とあり同事なから言様に依て其義は少異あり此は
其幣帛と主とひひ彼ハ其祈言と主と立たるなり○公事
根源新嘗祭の條に云新嘗祭ハ神今食は同じ平手の數十
二なり其外ハ替らず是波今年の初穂を神に奉らせ給ふ
義なり○同書神今食乃條に云大較ハ大嘗祭の神饌の義
に同じ云々伊勢天照大神を勸請申さきて天子御身自ら
神饌と供せさせ給ふにや云々○今按に此祭の大略を諸
書の此祭また神今食の儀式以合さていさゝる記さば十
一月中卯の日早旦神祇官にて新嘗の班幣あり
神名帳に
新嘗とあり

る社々にて比時の祝詞 其夜戌刻に乘輿神嘉殿に幸す主
すなはち此の詞あり 殿寮御湯を供す神祇官大殿祭と仕奉る祭に預る司人各
、事を執り神座を敷く神座は南枕にして一丈貳尺
上に九尺の疊七帖の上八重疊を敷き八重疊の下に坂
枕を敷く御衾、御疊れ上に奉る神座の東に巽に向て半帖
座とす 亥、一刻に采女時を申し宸儀神殿に進み給ひ宵
の神饌を奉らせ給ふ 神饌は御飯、御鮮物、干物、菓子、汁物等な
寅、一刻は貞觀儀式に據 曉の膳を供す儀式宵に同じ卯、
一刻に還御了りて大殿祭あり辰、日豊明の節會なり 公事
も云今年の稻を神に奉り給ひて今日君 根源
も聞召し臣下にも賜ふ節會行はる云々

鎮御魂齋戸祭 考云四時祭式に 十二 鎮御魂齋戸祭云々右
於官齋院中臣行事と云り此は神祇官の齋院を齋戸とい

ふ清和天皇紀に神祇官の西院齋戸、神殿とあり是即八神
と齋奉る所也ふくて貞觀儀式この四時祭にも十一月中、
寅日晡時宮内省にて行へる、御魂鎮の事尤委しくあり
て此十二月あるは此式のまじりて他に見えず 後世江次
も見是は大臣などの參集も無くて輕き祭にやあらむ然
るは彼宮内省の重き祭に祝詞の事見えざして此齋戸
祭にのみかく祝詞の有らばつらなき事なり楮この齋
戸の祭よハ幣その外の事いさゝり式に記され事、の状
明かならず依るの十一月行はる、事を左に引て此祭
の大概を知らしめむとするなり
鎮魂祭 中宮准之但神八座 神魂高御魂生魂足魂玉留 大直
更不給衣 服 神入座 魂大宮女御膳神事代主
日神一座云々右其日御巫於官齋院春稻、籩以鹿筥炊以韓

竈訖即盛、藺笥納櫃居案、神部一人執向祭所、供之云々右中、
寅日晡時中宮鎮魂同日祭之五位以上及諸司、官人參集宮内省、さて
内侍御服と持て内より出大膳造酒司八代物を供給ひ次
に猿女を參らす時に大臣式部を召て諸司をまゐらせ治
部と召て歌女と參らせ大藏に鬘木綿と給へせ神祇伯御
琴ひき笛吹と召て合さしめ歌者始奏、神部堂上にて手を
拍ち事を摧す御巫猿女舞終りて神祇五位一人侍從二人
宮内丞一人内舍人二人大舍人二人次次以進て庭に舞并
官宮内省を喚て酒食を賜ひ三度の後拍手て退是より前
棚上に槽と伏せ案上に御衣を置かの琴笛と仕る時御巫
右の棚の下にて舞ひ中臣絲を結ぶ御巫その宇氣を梓に
て突鳴らす間に内侍御衣の筥を開て振動かともくして

其御魂結の糸を御竈の神鍋へ入て封る事など江家次第
抄に委し○この祭の起まる事ハ古事記に天照大御神天
岩門に隠れまし云々天宇受賣命日影と鬘に繫け眞柝と
襖として小竹葉を手草に結て天岩屋戸に汗氣伏て踏轟
かゝ爲神懸云々神代紀覆槽云云該又紀に猿女遠祖天細女命則手
持茅纏之鞘立於天石窟戸之前巧作俳優云々これられ事
をうつしてなす也然れば天皇の御魂の岩戸隠れし玉は
ぬ爲の祭なる事知べし古語拾遺に鎮魂之儀者天細女命
之遺跡則御巫之職者應任舊氏云々と云るハ然るまとな
り○舊事紀に天神韶授天璽瑞寶十種云々又云磐余彦尊
元年十一月庚寅宇麻志麻治命初齋神寶奉爲帝后鎮祭祈
請壽祚其鎮魂之祭自此而始矣と云るは彼十種神寶ちふ

ものより附添たる説にて皆取に足、云々○今按に考に
はく舊事紀と取られねど此は實に正しき古傳の有
と記したる物と聞ゆれば信用べし考説に却て委し
らる○後釋云齋戸ハ伊波比度と訓べし戸は借字にて處
の意なり此ハ神祇官齋院の事にて八柱神等を齋祭る處
なる故に齋戸と云ふり斯て此祭ハ彼處にて行たる、故
に齋戸祭といふ抑此祭に限りて其行ふ處を以て祭の名
とする事ハ彼十一月に宮内省にて行はる、鎮魂祭ある
故に其と分む爲に處の名と以いふなるべし借その十一
月の鎮魂もある上に又此祭とある故は此の祭ハ御坐所
に平かに坐坐むことを祈り給ふを主とする祭にて鎮御
魂と云も御坐所に鎮る由なり然せば此祝詞初に大殿の

事をい、比終よ平久御座所爾令御座給止云々やいへり○
講義云四時祭式云々此條の末に右於此官齋院中臣行事
と有と以て考ふるに彼鎮魂祭の如く諸司の預る所に非
ざして神祇官よて其官人のみの行ふ所なるが故に殊に
其式をも載出されざるありけり又其日を何日と載られ
ざるも其宜き日を十二月の中にて定めて行はる、事なる
が故あるべし云々彼鎮魂祭ハ御魂を招殖と神事ある齋
戸祭ハ其鎮魂祭に結びたる御魂緒を齋戸に鎮祭るにて
御座所と有も彼齋院に座入神殿にある事下に云が如く
必別々の事ならず同事の前後の序なるものなりをせば
右の鎮魂にハ御巫以下の人々に種々の所作ありて祝詞
無く此鎮御魂齋戸祭は本官にて中臣の執行ふとえいへ

ども尋常乃神事の如くなる故に祝詞のまわりて異れる所作なきなり。借此詞の体凡てハ古から今京以降の語格も且々に交り令及び儀式とも此事を載られ。唯此四時祭式はのみ記されぬをもて當時殊に故有て出来る神事ならむを猶行えれずして延喜以後にハ絶とるらむ。と思ふに然らば詞に自此十二月始來十二月爾至万耳爾とあきは申す迄もるく恒例の神事なるに其跡の全に物に見えさるに就て考ふるに十一月宮内省にて行はる、鎮魂祭の魂管と十二月に當て神祇官齋院に鎮め替るなむ此齋戸祭にハ有べき然思ふ由は三代實錄に貞觀二年秋七月廿七日甲辰偷兒開神祇官西院齋戸神殿、盜取三所齋戸衣並主上結御魂緒等とあるよて魂匣收奉る

所在なること著明ければなり三所齋戸衣とは天皇中宮春宮の御事を申せりと聞

然れども十一月なるお主たる祭にて十二月なるはを齋戸に鎮祭給ふ事にて事輕きに似たり是を以て諸史どもに十一月なるをのみ記されて十二月なると省る、例と見えたり十二月とはいへども定れる日とも有ざれば然きは鎮御魂齋戸祭と古來訓來ることハあきども鎮御魂齋戸祭と訓み改むべきなりさて其御魂とハ彼鎮魂祭の御魂匣を云なり

中宮春宮云々 講義云神名式に依て考るに神祇官西院坐御巫等祭神廿三座並大月とある中に御巫祭神八座並大新嘗中宮東とあてて八柱神の御名を載られたり此御巫宮御巫亦同とあり右社々ハ何も御巫の齋奉る中にを祝詞に大御巫とあり

殊に此八神ハ鎮魂乃神に坐故に中宮より東宮より
も御巫と附進せられて祭らしめ給ふなり然れば天皇の
御ハ大御巫此を守り中宮東宮のは各其巫ありて此を主
事也と見えたり故祭式なる此條下にも中宮准之と見
に又別條に東宮鎮魂齋戸祭とハ有なりけり又鎮魂祭
中宮准之又巳日晡時
供東宮鎮魂とも見也云々十一月中寅日宮内省にて鎮
魂祭と行ひ給ひて御魂緒を結び御魂筥に收め十二月に
至てを右の齋戸に鎮奉り去歳の舊に易ふ此と鎮御魂
齋戸祭とハ云なりさて鎮魂祭に御靈を殖したると御魂
匣に収て齋戸に鎮祭る事は右の八神ハ祈年祭の下
に説る如く天皇と始奉り天下人類の身体を守護給ふ神
に坐す故にその神等の齋戸を御魂の御坐所と爲たまふ

事なり云々

高天原爾云々安國止定奉氏 講義云此は皇孫命の顯國と
所知して大御世の定まる初を云るなり安國止定奉氏に
て文勢落着して下へ聯あず此まては天皇の御事以下は
八神の御在所にて所謂齋戸の事なり思混べあらず云々
安國と平久所知食止定奉氏といふ意味なり如斯省に過
たる状あるは此を鎮魂の事にころ專と要あれ此國所知
食す事の委あききにハ及ぶまじければなり
下津磐根爾云々天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏 講義云
此は彼神祇官西院坐御巫祭神八座乃鎮座す宮居の事也
上より聯あけて見る時あくあいふ例ハ春日祭詞に下津磐根
爾宮柱廣知立高天原爾千木高知豆天乃御蔭日乃御蔭止

定奉且貢流神寶者云々とある是なりこの稱辭竟奉氏より後段なる奉御衣波云々と有とも天皇の御上と云るに尤非る事著きを猶天皇乃宮殿の御事に稱辭竟奉といふ例なきとも思ふべきなり

奉御衣 講義云上なる稱辭竟奉氏より續けて心得べし彼八神殿に奉らせ玉ふなり上に引る三代實錄み三所齋戸衣とあると以思ふに天皇中宮東宮共に大御身自召させ給ふ大御衣を結御魂結と共に齋ひ納めらるゝみりけり然れば此幣物にハ漏さきたるべし下に宇豆乃幣帛波云々と條目を別られたるに心を着けて考ふべし但絶一疋下の御衣の料ならむと有や上も知べからず云々

上下 考云古事記に伊弉那岐命の被に御衣御裳御禪あり

又同記 應神下水壯士誓霞壯夫云避上下衣服とありて次

に織縫衣禪云々と有ハ禪次下と云たれど猶るれにハあらで彼御裳次こそ下とはいふべくおぼゆれ云々○講義云上下とは天皇東宮の御は御衣と御袴なり中宮の御ハ御衣と御裳なり備奉るとある上ハ袍下衣單衣表裙下裙袴單袴帔髻髮襪領巾等に至るまでも男女共に悉く不足事なく備たると云なり然云ふ由ハ古事記云々避上下衣服云々織縫衣禪及襪香云々と有にて上下と云事著ければなり云々○今按に記傳に上とハ衣といひ下とハ袴を云へりとして吉部秘訓抄などを引て諭されたり右に引る考の説少く疑くきふくあきと思ふ旨ありて載たり尙この事別に云べし

自此十二月始云々齋比鎮奉止申 講義云此段は彼鎮魂祭の御魂匣を天皇中宮東宮の御魂として八神の御坐所の齋院に平けく令大坐給へと祈申させ給ふなり○自此十二月は去年の舊きを當年の新しきに改めて納替るを云り來十二月爾至万氏爾は當十二月に鎮祭るへ來年のなり是以來十二月爾云々とは云るなり偕此に付て思ふに古は庶人に至迄も皆此魂祭とば物しけるにや詞花集に曾根好忠魂祭る年の終に成にけり今日にや又も逢へむとすらむと詠るなど亡魂と祭る事とへ聞はざればなり一首の意へ魂祭する十二月に成ぬ此事を物するへ眞幸くて又來年の今日に逢はむとするならむといふ事なるを思ふに極めてこの鎮御魂齋戸祭を見擬ひ行ふ故也

云々御坐所は天皇の御坐所と云にあらず謂ゆる齋戸にて八神殿の御事也云々十二月某日は月の中に吉日を擇び用ゆるなり齋比鎮奉止申を十一月鎮魂祭の御魂匣を右の八神の御坐所と齋處に鎮め祭らせ給ふとなり○今按に此詞は考に論はれたる如く不審きこと多り然るを講義に考の説を謬として本文のまゝに解たるまど上に引出たるが如し此説の中にハ信け難くおぼゆることともあれど古書なるべき限り原文のまゝに解くべくおぼゆる故に今姑く其説に據れりなほ鎮魂祭のことハ講義また伴氏の鎮魂傳などにも委しく予も思ふ由りて記し出むとればすべし爰にハ洩せり

○

伊勢大神宮 考云崇神天皇六年に倭の笠縫、邑に齋ひ奉り
たるを垂仁天皇二十五年に大御神の教へ玉ふまに、
伊勢國度會縣五十鈴川上に齋き奉り、こと紀に見ゆる
如く、あくて古事記に天御孫命天降、坐す時に曰く天兒
屋命布刀玉命天、宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命并五件
緒矣、分加而天降也、於是副賜其遠岐、斯八尺、勾璫鏡及草薙、
劔亦常世思兼神、手力男神、天石門別神、而詔者此之鏡者專
爲我御魂、而如拜君御前、伊都伎奉以思金神者、取持前事爲
政、此二柱神者拜祭、佐久々斯侶伊須受能官、次登由字氣神
此者坐外宮之度相者也云々、○今按に此大御神の御事を
延曆儀式帳また倭姬命世記などにその還幸のこと、も
詳に見ゆたきと事長ければ爰にハ云ハばさて考になほ

種々云れたることあるを後釋にも既に考に此に云えれ
ゑる事どもの中に誤いと多しとある如くなれば凡て引
出せ又講義には甚委く云るを中々に精密に過て紛らば
しげれば此はた一向に記さざむ

○ 二月祈年六月十二月月次祭 考云是より下の六の祝詞ハ
伊勢大御神の宮にむかひて御使の中臣の宣り申すを
○ 講義云神宮の例年中三節祭と云て殊に重みとるは六
月十二月の月次祭と九月神嘗祭と合せて三節なり云々
○ 講義云祈年祭詞は既に上に出たる天社國社のと朝廷
にては等しきを此に又此詞あるは諸社のは神主祝部を
召上せらるゝを神宮には御使を以奉らせ玉ふが爲にこ

の詞は作られたる也所以に躰裁も甚古くはあらざるなり
りうくて凡ての事どもは其辭別の文に盡されたる故に
此は其御使の幣帛を贈り奉らせ給ふ由のみなり○今按
に此等の祭の儀は延曆儀式帳などに委し講義には書ど
も引出たれど所狭ければ今は盡く省きて載せず
天皇我大命以氏 考云こは殊に皇御孫命と有べきに臣民
に宣坐る大命の如く有はおつかなし○古き祝詞神賀
詞を合せ見るに神に告には必ず御孫命とあるなり然る
に今の京よ書る春日平野久度古開また此大神宮へ奉り
玉ふ詞には天皇のと書れたるは如何なる故り有けむ○
今按に此は世降ちては古の格へ漸失れたる故なるべし
大神宮の詞えすべて古うらぬを思ふべきなり

度會乃宇治乃五十鈴川上 考云今の神宮この川つらなり
云々○今按に度會ハ伊勢風土記に夫所以號度會者畝傍
檣原宮御宇神倭磐余彦天皇詔大日別命覓國之時云々大
國玉神遣使奉迎天日別命因令造其橋不堪造畢于時到令
以梓弓爲橋而度焉爰大國玉神資彌豆佐々良比賣命參來
迎相土橋郷岡村村云々度會焉因以爲名也とあり宇治も
五十鈴も地名なりこの五十鈴を字に就て五十の鈴の天
より降る由に云るハ倭姬命世記にも出て古き説あり
ら據るに足らず
下津石根云々 講義云下津磐根に齋き奉るといふ事なり
云々 これにて事も無く聞かたるを考に石根の下に數言
を畧き過して理なしとあるはいかゞあらむ
常母進留 講義云齋内親王奉入詞に依恒例とある如く常

住不斷の事に成てあると云へり此詞をり始免て伊勢に幣帛と奉らせ給ふ詞には皆あるなり

某官位姓名云々

講義云神祇令に凡常祀之外須向諸社供

幣帛者皆取五位以上卜食者充唯伊勢神宮常祀亦同と有て古くは異姓の人をも用ゐられたれども後には中臣一姓の人と以祭主に補せられて他姓を用ゐられぬ事となれり云々

令捧持

講義云御使の中臣に捧げ持しむるを云こへ上なる祈年祭詞に皇御孫命の宇豆能幣帛乎稱辭竟奉久止宣

とある其を指せる事いふも更也

御命乎

講義云上に天皇我大命以豆とある對照なり

申給久

考云上の申より下まて三の申は御使の申す由也

○講義云御命と申給とある御命は此詞なる常母進留二

月祈年大幣乎云々とあるをれとして事無き狀なれど猶

足はぬ心ちを此御命と云へ例の祈年祭第一と其辭分と

と指て云ふなるべし然らざれば彼に宇豆の幣帛と云ひ

此に大幣と云へ事別々なるが如くなればなり祭月次

之に大神宮式六月々次祭の條に先使中臣申詔刀次宮司

宣祝詞とあるを思ふに使中臣詔刀は此詞を幣帛に附

て申し宮司宣祝詞へ彼祈年月次ともにある詞と辭分と

と宣て稱宜内人等に其由と承諾らしめ彼詞は稱宜内人

より大前に申さしめ玉ふ事諸社の例に等しあるべし但

儀式帳祈年祭の條宮司從版位進告刀申とあるへ其例と

も違へるが如くなり

○ 豐受宮 考云こは登與宇氣なると與宇の約由なれば登由氣と申をぞ古言の例なる然るを古事記の今本に登由宇氣と書しは後にゆくりなく書ることなへるあるべし又後世登與氣と申すといふ、古言知らて字に付て訓る俗のわざあり○大神宮式に豐受大神一座相殿三座この登由氣大神は既に大忌祭の條に申せる如く五の穀を始めて上上下下下まて人の生榮ゆる物の御祖にまゝませば日、大御神に並次て崇み奉るちふ事諸人の云るもひとしく誠に然ぞ有べき云々○今按に考に此宮の御事くさぐさ云れたれど鈴屋翁の辨へられたる如く違へる事多ければ凡て引出ず又此宮の御事は外宮儀式帳等の書に委

しきと見て知るべし○考云此所に右同祭といふ言落しものなり前後に此類多し本のいと亂れたりけむ
度會乃山田原乃 考云度會郡沼木、郷山田、原に坐こと式に見ゆ○今按に此所に鎮坐の事儀式帳に見えたり伊勢の五部書にハ種々の事あれど信難きこと先哲の説の如し講義にも説ゆれど予は信難く思へば引出ず
御命乎申給止久申 講義云登由氣儀式帳に即大神宮司上_二版位_一告刀申とある是なり

○ 四月神衣祭 考云神祇令に孟夏神衣祭義解爾謂伊勢大神宮也此神服部等齋戒潔清以參河赤引調糸織作神衣又麻績連等績麻以織敷和衣以供神明故曰神衣この儀等式に

委くさて神服部が織は絹也赤引糸即ち蠶糸にて參河の
神戸より献りて伊勢の多氣郡の服部等服部郷に在て織
るみり又麻績連等へ同郡麻績村に在て麻と以織るなり
式に服部戸二十二烟麻織戸二十二烟と以へりこの和妙
荒妙右二氏の者始從祭月一日織作至十四日供祭その數
は大神宮和妙二十四疋荒妙八十匹とあり豐受宮の數ハ
落たり荒祭宮の料のみあり六月々次祭に大神宮に赤引
糸四十鈎度會宮に同糸三十鈎とあれば是に准へて知べ
く○後釋云考説叶えず神衣祭は大神宮にのち有て外宮
にはあき事なるを考漏されたり○講義云此祭四月九月
共に十四日にあり云々こは皇大神祭と荒祭宮に限り行
ハる、神事あり○神衣祭の起源は神名秘書に機殿儀式

皇大神御坐高天原之昔云々殖桑葉於天香山以所養蠶之
御系云々とある此時は何時あり有らむ師説にいほさる
如く神代紀に保食神云々とある其時あること云も更な
り此時の新嘗へ朝廷の大嘗神宮の神嘗祭の起なるを合
せて思ふべし

服部 今按に姓氏錄に服部連天御粹命之後也と見ゆ神宮
雜例集に引る神服連等の解狀に於神衣勤者掛長天照坐
皇大神御坐高天原之時以神部等遠祖天御粹命爲司以八
千々姫爲織女奉織云々とあり
麻績 今按に古語拾遺に令長白羽神績祖云々種麻以爲青
和幣と見え姓氏錄に神麻績連天物知命之後也といひ天
神本紀に天八坂彦命伊勢神績連等祖とあり

和妙荒妙 講義云大神宮式に和妙衣者服部氏荒妙衣者麻

績氏各自潔齋始從祭月一日織作至十四日供祭とある是

なり

申給止申 講義云儀式帳に宮司常例告刀申とある是也

如是申氏進 講義云上なるは宮司れ直に神宮に向て申と

なるが故に申給止申といひ此なるは宮司其祝詞を申し

て後に大神宮の禰宜内人に宣て其宮に申さしめ奉る事

なる故に是に於て稱唯あるなり建久行事記に玉串大内

人詔刀申 彼宮下部俄石とあるは是なり考に此稱唯上と

云れたるも儀式帳に宮司常例詔刀申とあるを落さむと

は申と宣との二を兼たる故に然云へり其差別は六月々

次祭の條に中臣申詔刀次宮司宣祝詞とあるが如く此

分てるに子細

あるが故也

禰宜内人 考云式に二所大神宮者禰宜大内人毎旬率物忌

父并小内人戸人等分番宿直荒祭宮にも内人二人物忌小

内人各一人と有りさて禰宜尤職事内人は番上也 戸人は

人か ○今按になほ禰宜内人の事は次の月次祭の下にも

出たるを見るべし

○

六月々次祭 考云上に二月祈年六月々次祭と標して祝詞

あるに最初に出たる神祇官の二月と六月の祭と同じ祝

詞あるが如し然るところに重ねて六月々次祭とて祝詞

乃異なると思ふに上なるハ天皇乃御使中臣の宣る詔刀

言こゝに擧たるハ大神宮司の申は祝詞也此條また四時

祭式の同宮の祭の條にも使の中臣申詔刀次宮司宣祝詞

と云ふ是る其儀ハ式に六月十六日祭度會宮十七日祭
大神宮其儀十五日黄昏以後禰宜率諸内人物忌等陳列神
御雜物訖亥時供夕膳禰宜内人等奏歌舞十六日平旦齋内
親王參入度會宮至板垣門東頭下輿入外玉垣門就座於東
殿門内東西各有一殿東殿設齋内親王座左右設命婦等座
西殿設女孀等座訖即神宮司取鬘木綿入外玉垣門北向而
跪命婦若女孀出受以奉齋内親王拍手而執着鬘神宮司又
持太玉串著木綿鬘木入同門而跪命婦亦轉奉齋内親王拍
手而執捧入内玉垣院門就座席命婦若女孀避席進前再拜
兩段命婦訖玉串授命婦命婦受轉授物忌物忌受取立瑞垣
門西頭齋内親王還就本座然後禰宜刀着明衣衣冠并大神
宮司着當色並執太玉串禰宜立前大神宮禰宜立左右次宮司

次幣雜物并馬單行陳列次朝使進入外玉垣門當内玉垣門
並皆跪先使中臣申詔刀次宮司宣祝詞訖物忌内人等昇幣
帛業入奉置瑞垣内財殿齋内親王并衆官以下再拜拍入開
手次拍短手再拜如此兩遍既而衆官退出即使及宮司以下
向多賀宮齋王再拜兩段拍短手兩段退就解齋殿給酒食訖
入外玉垣門供倭舞先神宮司次禰宜次大内人幣帛使次齋
宮主神司次寮允以上一人酒立女一人持拍一人每舞了人令
采女供奉或用女孀不參飲柏酒但件酒立女齋王參祭之日
之時用禰宜内人等妻子次禰宜大内人妻訖齋宮女孀四人
供五節舞次鳥名子舞十七日參大神宮其儀同度會宮祭荒
賀多宮○講義云六月十二月々次祭とに朝廷の御神事ハ
十一日なり儀式祭式とも大神宮幣帛ハ置別案上差使
遣之とあり然して其使の到着て十六日は度會宮十七日

は大神宮の御神事なる也大神宮式に使、中臣申詔刀次宮
司宣祝詞とあるを以見れば使へ中臣氏の人々と任る、
御定なる事既に祈年祭條に云り兩宮ともよに式帳にハ
宮司の告刀申ことこをハ見えたれ使、中臣の詔刀申す由
ハ見えず斯在ば當時使、中臣は只幣帛を奉るのみの御使
にて中臣は詔刀と申す事ハ有らざり、なり然まば宮司
の宣る所と中臣の申す所と何を其異あるべきに付て
考ふるに宮司の宣るは上に出たる六月十二月々次祭の
條に出たる天社國社と大神宮辭別と此二つにて有ける
ハ宮司の宣る所ハ古くして中臣の申す詞は後に成れる
なり云々さて古くは右れ天社國社の詞にて幣帛を進ら
る、由と宣り辭別にて御祈の事ともを申さ、め玉ふな

るハ云々右の月次祭、詞并に其辭別とも神祇官にて大
神宮に申さ、免玉ふ詞を使、中臣に宣る所はこそありけ
れ中臣ハ伊勢に向ひ大宮司をして禰宜以下の人々に宣
、免て共々に皇大神の御前に申とことなり、ハば其詞
を用る内にも其取捨無、ハ有べからと所以に右の月次祭
詞を御前にて申は時には何社と雖各その異あるべき也
然れば上に出来る二月祈年六月十二月々次祭、詞の如き
は必ず古來より用來る所なるべきなり然れども其辭別
に至てハ文を甚く換られて神宮にて其句採て天津祝
詞の太詔詞と云て其詞の中に加たり、事此月次詞の如
し、もれど此二詞とも延暦以後に定まりと聞て休裁
甚古くもあらざるハ式に使、中臣申詔刀宮司宣詔詞とあ

る如く成る頃の所業なり是以て上に六月々次祭詞と辭
別て有て此に六月々次祭詞と辭別と同じ事の二つある
ありけり○さて大神宮には云々度會宮に至て八月次神
嘗祭ともに御使を以令獻給ふ幣帛の詔刀ありて彼大神
官司の充奉る國々の神田所々の神戶の獻物に付て尤別
に祝詞ある事なく云々思ふよ度會宮の万事ハ大神宮に
准行える、御定あれば此詞に度會乃宇治乃五十鈴川上
爾云々天照坐皇大神とあるを度會乃山田原乃云々豐受
大神と換へ下に荒祭宮月讀宮云々とあるを多賀宮云々
と換へ用るられくなりそは此詞ハ上なる伊勢大神宮二
月祈年六月十二月々次祭詞の次に在るべきを豐受宮と
隔て此にあり又下なる九月神嘗祭豐受宮同祭同神嘗祭

とある此同字は豐受宮に係たる同ある事を知せむ爲に
書るとおぼしければ必換用られたる事を脱せるなり云
々○倭姫世記及諸書に雄略天皇の大御世に豐受大神鎮
座の段に皇大神宮託宣久吾祭奉仕之時先可奉祭止由氣
大神宮也然後我宮祭事可勤行也故則諸祭事以此宮爲先
也とあるは外宮ハ皇大神の御膳つ神に坐す故に先その
神次祭らし免給ひ其神よて祭られ給ひて皇大神ハ其御
祭を受けさせ給ひむとなり此に依て三節祭を始めて諸
祭ともに先づ豐受宮次に大神宮といふ順次なり云々
度會乃宇治云々天津祝詞乃太祝詞乎云々講義云此詞は
上なる二月祈年六月十二月々次祭詞を御使の中臣の申
畢て後に大神官司の宣る所なり此を官司より神主物忌

に宣聞はれば此に於て稱唯ありて共々に皇大神の大前にその天津祝詞の太祝詞を申すなり此詞を宣畢へ其幣帛を進納め然後に齋内親王並衆官以下再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍とあるは唯拜み奉るのみならず其祝詞を申を心得なること云も更なり若し不然とせば大神宮に向て申す詞に禰宜内人稱唱とあるを如何云ひ解りむとする

天津祝詞乃太祝詞 講義云次なる御壽乎手長乃御壽止如湯津磐村云々以下の文をいふなり○今按に天津祝詞之太祝詞に元來天皇祖神の皇孫命に事依り奉り給ひ御詔詞の事なるを神を祭る詞と凡て其祝詞を本として白及こと那る故に何れをも天津祝詞の太祝詞と稱へたる

ものある事平田翁の云れたるが如く

神主部云々 講義云禰宜ハ更なり内人物忌とも荒木田氏なる部と云るなり下に禰宜内人等共稱唯とあるを照應て曉るべし然れど物忌にて神主姓なるハ上の二に屬る者なり所以に稱唯せざるにやあらむ禰宜神主と内人神主と物忌神主と三種あるハ故に部と云り部ハ其群といふ云々さて禰宜内人は職名にて神主ハ朝臣宿禰等の姓の如く皇大神にては荒木田氏の人々悉く神主なり云々

物忌 講義云雜例集なる大同本記に神主乃女子等未婚乎物忌爾定云々物忌子乎御饗殿奉入天云々物忌去出神主物忌乎率其殿前侍云々とあるが如く未幼少なるをもて

其父も共々仕奉るなり故此ハ物忌子と父とをいふ云々
 借物忌とは廣瀬大忌祭に云る如く神と祭るとして供進
 る御饌以下の物を齋清め作り仕へ奉る職あり
 諸聞食止宣 講義云大神宮司なる人朝廷の大御命を受賜
 へて其天津祝詞と自らも此を申し進り又神主部物忌
 等にも傳へ申さしむる由なり宣は俗に申聞る申渡をな
 の條下に委 借此大神宮司ハ京より任らる下りて二所大
 く云へり 神宮の神封神戸と奉行する職掌なり云々この宮司を置
 れたる始二所大神宮例文大宮司 次第に第一中臣香積連須氣
 孝徳天皇御世任とあれば此御代に國造を罷て國司と置
 れたれば國司と宮司とを任給へるなり但此時督造助造
 とも督領助督とも云て大凡令條の守介等の如くなり

なり

禰宜内人 考云大神宮式に内宮には禰宜一人從六 位官 大内人
 四人物忌九人童男一人 童女八人 父九人小内人九人外宮にハ禰宜
 一人從八 位官 大内四人物忌六人父六人小内人八人他宮には
 禰宜なく大内人二人物忌父各一人とあり○講義云禰
 宜。内宮は荒木田外宮ハ度會の氏人ありその荒木田ハ天
 見通命の裔。度會に大君子命裔なりける也云々大神宮式
 に大神宮禰宜一人從七 位官 度會宮禰宜從八 位官とあることなれ
 ども恩詔ありて次第に加級すれば五位にも至るあり云
 々儀式帳延喜式に至るまで二所大神宮ともに禰宜一人
 なりと雖も今現に内宮に十員外宮に七員あるは次々加
 はれるなり云々内人ハ大神宮式に大内人四人小内人九

人とある是なり是れ荒木田宇治二氏を以補せらるゝ定
りなり○玉勝間に云書紀に中臣鎌足公を内臣と爲たま
へる事あり續紀の天平勝寶元年また天平寶字元年の宣
命に大伴氏と内兵と稱せられとることあり同紀に内物
部といふ稱も見えたり是等内とは殊に親と玉ふ由なき
されば内人も大御神の宮に親しく仕奉る由の稱なるべ
し
常磐爾堅磐爾云々考云伊賀志御世とハ天下に天皇の御
稜威滿行れ給ふといふ例なり然れば大御壽に續けて其
分も無₊えいゝ○講義云此文の如くにては事足はず儀
式帳及行事記にハ常磐爾堅磐爾伊波比與佐志給比伊賀
志御代爾云々とあり此方にて能く通じたり

阿禮坐皇子等乎母惠給比講義云儀式帳には阿禮坐皇子
等乃大御壽乎慈比給比とあり
作食後釋云ツクリタブルと訓べくタブルといふ言は續
紀の宣命などにもありて古言なり今世言にタベルりい
ふ是なり○講義云行事記にあまた此言の出たる中に食
倍留とあり全くタブルと唱へたりし證なり
五穀乎毛云々講義云行事記には五穀乎豊稔爾恕奉給と
も五穀豊饒爾恤幸奉給ともあり
三郡考云度會郡多氣郡飯野郡の三は全く此大御神へ寄
せ奉り玉へる神の御縣なり○神戸は此三郡の外に飯高
壹志安濃鈴鹿河曲桑名にもあまど專なるを擧○講義云
式に三神郡とも三箇神郡ともあり

國々考云大和に五十戸伊賀に二十戸志摩に六十六戸尾張より四十戸參河に二十戸遠江に四十戸是等を大神の御厨の戸といふなり
處々爾云々考云大和の宇陀郡に二町伊賀の伊賀郡に二町伊勢の桑名鈴鹿阿濃壹志飯野會度郡々の中に四十二町一段あり是を大神の大御田とす
由貴能御酒御贄考云由貴は齋あり凡の御物の料とを異にて神饌に供ふるをば右の神田に作るに始より齋清まはり御贄の物を然して奉るなり○講義云由貴は御酒と御贄とに係たるなり二所大神宮とも年中齋慎て供奉る中に殊に此三節祭ハ重き御祭なるが故に朝大御饌夕大御饌以下の供進物とすべて由貴とは云なり止由氣宮

儀式帳 六月に始亥時至于丑時朝大御饌夕大御饌二度間量供とある本註に此號由貴と記しその仕奉る所を湯貴備奉所といひ皇大神宮儀式帳にも此以十六日夜湯貴御饌祭仕奉と記し其料の稻刈收るを湯貴御倉と云り此則大御饌を本として其他へも及ぼせるなり大嘗會に悠紀主基といふ由紀を天武天皇紀に齋忌と書れとるこの字の意にて齋慎み清り竟ぬるといふなり御酒ハ大嘗祭に白黒の大御酒を奉る如く神宮にも黑白の大御酒の事あり儀式帳に酒作物忌云々酒釀備供奉とあることは行事記に黒志乃御饌と云る是なり清酒作物忌云々碓舂白御酒備設作奉とあるは行事記に白志乃御饌とある是也云々清酒とあるは白御酒の事にて止由氣宮儀式帳に火無清

酒と云と同物あり今世酒甘とい黒酒ハ今いふ清酒にて
止由氣宮儀式に火向神酒といふ是なるべし御贄は御饌
は更にも云はば海山の味物と云なり
置足成天 後釋云こは心得ぬ書様あり足波志とあると高
成とを合せて云るなるべしヲナシと云詞は有べくも
あらず○講義云世記に置足天と見ゆ行事記に載する置
所足成とあまば例の如くヲハシテと訓べし
大中臣 講義云大神宮司と云り考に御使の中臣と云と云
れたれど然にハあらず云々大神宮神封の荷前御酒御贄
を禰宜内人以下人々率ひ參て太玉串乃前にさづくま
り居て其由を申し進ることと云なり
太玉串 考云式の此祭の次第に着木綿賢木是名太玉串と

註せり其言の下に大神宮司并執太玉串とあり御使え玉
串を執事見ゆ云々○今按にこハ講義の説の如く大神
宮司の執るなり然ると考にハ使中臣のみと思はれた
る故に疑はれたるにて委しからずして太玉串を奉る状
また玉串の由來などの事ども儀式帳に委し
隱侍天 後釋云捧げ持てその串に覆はれたる状とめて云
なり笠と着るとを笠に隠ると云にて知るべし
荒祭宮云々 講義云こハ右二宮にも此天津祝詞を申して
幣帛を奉ると大神宮の禰宜内人等に宣るあり度會宮に
にも云々と言を換若て此詞と其祭日に持參て其大前に
申と事なり儀式帳に記さず雖止由氣宮儀式帳に以十
七日高宮祭供奉告刀申とあるにて知れたり大神宮年中

行事十七日高宮御祭事堪事之禰宜十八日荒祭宮御祭事五串大内十九日未時人申詔刀と見たる是也云々○義式帳に以十九日未時月讀宮祭行事四神殿在西宮二殿一殿座伊佐那岐尊靈一殿座伊佐那美尊靈東方二神殿在之中一殿坐月讀神一殿坐同神荒魂此先西宮拜畢即退東方向禰宜告刀申申畢朝廷幣帛并御馬等波即其宮内人爾預供奉云々

○

九月神嘗祭

考云大神宮式に九月神嘗祭但朝廷幣數大神

宮御衣三匹

禰宜預五月収封云々式に又云米三石三斗酒

米拾石雜供料米廿五石鹽壹石神酒廿三缶

諸國の神税を以釀造て貢る

事見小稅二百三十束

以一把大稅一百八十束以五把斤稅

一千二百二拾二束

斤ハ此此外種々あり度會同祭に御衣二

匹云ナ同上云々同上小稅一百廿束大稅八十束斤稅八百束の外其數ハ減めれど皆そゑはまり兩宮攝社にも各進る物ありりくて左ふ日右月十六日祭度會宮十七日祭大神宮禰宜大内人各着明衣分頭左右官司立中次使忌部捧幣次馬次使王入就内院脈位使中臣申詔刀亦神官司宣祝詞餘儀同月次祭○講義云二所大神宮ともは年中諸祭中に三節祭と重とすその三節祭の中に此神嘗祭を以殊に重くとす所なり續紀に延曆九年九月甲戌奉伊勢大神宮相嘗幣帛と見えぬり朝廷に於ても其式甚嚴重る幣帛使と立らる大内の御神事の祈年月次神嘗ともは中祀は一なり諸司此爲に齋又廢務なり是と以て今日の御神事その他に異なるを知べし全く皇大神を尊み奉り給ふ餘り

に今日と兩宮に限れる御祭也○四時祭式に神嘗祭の條
に右當月十一日平旦天皇臨大極殿奉幣事見儀式其使諸王五
位以上及神祇官中臣忌部官各一人給當色執幣五人使從
者三人各給潔衣布一端但齋王參入之時就御座於大極殿
事見儀式とありて齋内親王伊勢に趣りせ玉ふ年に大極殿
にて行れ八省院に障ある時は神祇官廳にて行えること
となり云々公事根源例幣の條に一日より今日に至るま
て僧尼輕重服の人參内せず是ハ大神事ある故也例幣と
え伊勢大神宮へ御幣を奉らせ給ふ毎年の御事なるに依
て例幣とは申すなり云々同書に養老五年に始り官幣を
被奉と有ことを疑はしけきこの續紀に養老五年九月乙卯
天皇御内安殿遣使供幣帛於伊勢大神宮并以皇太子女井

上内親王爲齋内親王とあるをいはし事始と云べきに似
たりと雖例幣の事ハ其後の紀文とても載らるる此ハ齋
内親王を進らるゝに就て其例幣の事を云うなれを此と
立て始とハ定め難うり既に夫より以前に出來たる大寶
令に季秋神衣祭神嘗祭と相並記さきたると思ふべしの
記よも九月に御使を參らせられたることを記されたる
にハ何か子細あるま依りてなり其心して見るべき物を
り云こは甚も久き神代に起りたる事にて中々人世に
定る所ならど天皇の同大殿に座し程ハ天皇の新嘗と皇
大神の神嘗と同時に有て行へれとるなり神宮を伊勢に
定められたるより九月と十一月に相分たせ玉へる事既
に大嘗祭の條に云るが如く云々○四時祭式に伊勢大神
宮神嘗祭云々今云こは上み出せる考にとある大神宮式

に朝廷幣とある是也云々此詞に常母進流九月之神嘗乃
大幣乎云々令捧持玉進給とあるハ此と云なり大神宮式
に使中臣申詔刀とあるハ此なる事儀式に好申互進禮と
あるにて知らまたり大神宮式に九月神祭祭とある幣帛
は大神宮司の宛奉る所にて其詞はこの次に見えぬり宮
司宣祝詞とある是なり云々○大神宮式に九月神嘗祭云
々と幣物の事を記せる終に右月十七日祭大神宮禰宜大
内人各着明衣分頭左右宮司立中次使忌部捧幣次馬次使
中臣次使王入就内院取位使中臣申詔刀訖亦神宮司宣祝
詞餘儀同月次祭と見へたり右は幣物の例なりといへど
も大神宮に寄奉る三箇神郡并六所神戸及諸國神戸の調
庸田租と貢奉る其御祭あり荷前と云ハ先づその先荷を

奉ることにて祈年月次祭詞に荷前者皇大神乃大前爾如
横山打積置玉残乎波平聞看とある是にて皇大神の神嘗
は九月と以奉らせ玉ひて天皇の大嘗ハ十一月に聞看す
御事也この九月と十一月とに定れることは師説に神宮
の古建子の正月ありし頃の十一月を以祭られ
朝廷のは建寅の正月を以數ある十一月を以聞食す由弘
仁曆運記老に云れたる實に然る事なり
皇御孫命御命 講義云命字落たり今源齊恒朝臣の校本に
依る○今按にこの命字あるべき由は考にも云れたり但
し古くは皇御孫乃命止稱辭竟奉などいふ例もあまど此
ハ猶あるぞよき
九月之神嘗 講義云神封神田より神宮に貢奉る當年の新
物をもて祭り奉るか中に新穀を以始めて大御饌に忌炊
き奉り又白黒酒に醸し供奉る神事なる故に神嘗と云

て朝廷の新嘗と其事異ならざ云々

大幣 講義云こえ神宮の神嘗祭に付て奉らせ玉ふ内藏寮の御幣なり

某官云々 講義云大神宮式に神嘗祭幣帛使取主五位以上ト食者充之云々

○

豊受宮同祭 講義云大神宮式九月神嘗祭の條に右月十六日祭度會宮十七日祭大神宮と見えとり朝廷にて幣を班る、時も先度會宮次大神宮とあり

天皇我御命以玉 考云右の五十鈴宮にてハ皇御孫命と申し山田原にてハ天皇と宣せらる、は此頃に至りてハ豊受、皇神として祭り玉ふ故とも云べけれど上の詔刀とも

は然分てる由も見ねば此詔刀書る時々違ならむ○講義云大神宮のには皇御孫命、大命以とあるをあく異なるハ後れて出来るあらむいとも思へども然に非ずるにもうくにも云る其頃の習俗に依れるなり

皇神前爾 講義云上なるハ豊受皇神云々とあるはかくも申込事ハ後紀天長三年の告文と始めて枚擧に暇あらず

○

同神嘗祭 講義云あは二所大神宮に通して申詞なる事六月々次祭に於けるが如く此なる同字は上の二と合て受たること既に云り六月々次祭とも同祭の祝詞なるを別條に出されたる事は上あるハ使、中臣申す所にして唯幣帛の事ハ稱り此文は大神宮司の宣る所にして御酒御

費懸税とを舉て神嘗の由を云るなり

申進 講義云儀式九月十一日奉伊に好申且奉禮と大御命
宣したまへる其と指るな江次第には如常能申進と
も常毛奉流長月乃神嘗乃御幣曾汝中臣能申且奉禮と毛
あり云々

懸税 考云税の本といはゞ賦役令義解に凡官稻之源出自
田租即分爲三一曰大税二曰穀穀三曰郡稻也此税ハ一國
一國み貯置也たとへば十五万束の稻を民に割付て貸し
其元と大税と云て毎午に動置置く也さて貸たる利を取
て京へ上る是を穀穀といふ穀に上る故の名也右の大
税を田力といふハ春百姓のかりて田を耕す力とする由
なり然ると神田の稻を貸と事は無れと爰に尤公田の税

の名と借て書しのみさて既に大神宮式と引お如く五十
鈴宮よ小税二百三十束大税一百八十束斤税一千二百二
十二束とあれを如横山積置べしそを懸税といふ事い
ふりくく伊勢人に間に此祭には新稻の類を束ねて竹
に着て數多奉ると云へりさらば其懸て奉りくを大前に
立おくをも如横山と云べし古き物語文などにも此事あ
り又田舎にて新稻を小竹の末に着て初穂とて奉ること
あるも是に似たり○講義云懸税は世記に所謂懸久真な
り大神宮儀式帳に細税大半斤ナカ太斤オホといひ止由氣宮儀式
帳に細税コ大税オホ懸税ケといひ大神宮式に小税大税斤
税とありて合て三等也細税細税稻小税同じく大半斤大
半斤同じき事合せ見て知る
懸久真と云へ右の三等乃差別と立ずしていふ稱なり

世記に拔穂爾令拔天皇大神御前爾懸久真爾懸奉始支云々千稅奉始事因茲也と見えたり懸久真と云懸米といふ事からむ和名抄淡路國郡名に神稻久万之呂とあるも何れも神封の田地に付て號たるなるべし云々世記に云々先穗乎拔穂爾令拔半分大稅令拔皇大神御前懸奉拔穂者號細稅號大菊大半^{オカ}氏御前懸奉仍天都告刀千稅八百稅餘止由互仕奉也云々この趣にては此一基にして千穗八百穂に茂れるを拔穂に令拔て細稅と名つけ其を一束と大菊と云うの半分を束結て大稅とも大半とも號たる也云々細稅は大神宮儀式帳及大神宮式とも^ニ以一把號一束とある斤稅一束を十分たる一なり大半斤又大稅とも云細稅に對せるなり儀式帳及大神宮式とも^ニ大稅以五

把爲束とあり此を二合すれば一束となるなり大斤の止由氣宮儀式帳になりに懸稅とあり打任せ世にいふ一束ある故に別に名目と立ざれども細稅大稅と云に對して大菊とは云初しなるべし云々さて懸稅の内外の玉垣に懸奉ること二所大神宮儀式帳に見えたる所なるも神田の御稻は拔穂の任に正殿の下に置奉り御倉に納奉る例なり云々此神田の拔穂稻は右の細稅大半斤大斤の外也云々

千稅云々 講義云たゞ數の多きと云て行事記なるにハ千稅餘八百稅といへり

九月十七日 考云豐受は十六日ちふ事略て註せざ

○

齋内親王奉入時 考云齋王改り立たまふ時の九月の初の
間まに齋宮へ下り着まゝて此神嘗祭に初めて仕奉りたま
へり故に神嘗祭奉る詞に次て此詞は申させ玉へりさて
齋王に立玉ひて初め野宮に坐と事三年その三年に當る
八月の末に京と立まゝて九月の初に伊勢へ至り給へる
事後の紀どもに見ゆ入ぬまふ日は卜へて定む仍て朔日
或ハ四日なども有くされども是ハ後の定めにて古へ天
武天皇の御時は十月元正天皇の御時ハ四月聖武天皇の
御時ハ九月ぞ伊勢の齋宮へ入たまひく○講義云本に奉
入とあれど今ハ出雲本に従へり齋宮式に卜定吉日臨河
拔視參入於伊勢齋宮とも九月神嘗祭使云々當齋王參入
之時即倍從參入とも書る例あれば也云々○齋内親王と

聞ゆるは皇御孫命の御手代とて掛卷もいとも長き天
照大御神と齋奉らせ給ふ由に縁る稱なり其始皇大神皇
御孫命同大殿同御座に坐て神物官物未だ分れざりし間
に皇女等の其祭祀に主りまゝ、故を以崇神天皇の大御
世より以降皇女と託奉り給ふ常典となりけるならく云
々○齋宮式に凡天皇即位者定伊勢大神宮齋王仍簡内親
王未嫁者卜之云々とあてて種々の公事神事等の事あり
進神嘗幣詞申終次即申云 講義云此まて題號なり其詞ハ
次に擧ふるが如く云々まて此詞と神嘗の詞分とて奉
始とるハ元慶の度にや在けむ然まばこそ此義式にも載
せられざるなりけれ三代實錄元慶三年九月九日丙申伊
勢齋内親王入齋宮是日云々天皇御豐樂殿令發齋内親王

天皇喚中臣云々右大臣代天皇勅曰常毛發遣留九月神嘗幣帛曾汝中臣如常久申天奉進禮止宣云々又勅令奉進留齋内親王波此依恒例天三箇年間波齋清天照大神乃御杖代爾定天奉進留内親王曾中臣宣爾告介申天奉禮止宣云々とあるは神嘗の幣帛使に齋王を託たまふ事の物に見えたる始なり云々○此に神嘗祭詞の辭別なるが故に齋内親王参入時詞とい記さざ次へ直に續けて有つるを何時よりあ別行に分ちて終に此詞の題號の如くなれるなり故今も本のおまゝにして改めず

辭分豆云々 考云上に詞ありて次にあく擧いふ事既に多し○講義云辭分豆申給久へ上の九月神嘗祭詞を申畢し次に此齋内親王を奉らせ給ふ事を申させ玉ふなり

今進留 講義云齋内親王初めて神嘗の祭場に参入給ひて其儀式に預り奉仕らせ給ふその現在奉進るといふ義也

齋内親王波 後釋云この波てふ詞は必ず乎とあるべき事なり御杖代と定てと續く語なり波にてた叶はず○今按に此説さる事なれど諸本同じければ妄に改免難く故姑く本のおまゝにあしおくなり

三年齋比清麻波 考云右に云お如く偕古へ大和の都にてハ泊瀬に初めの齋宮はありき山城の都と成てハ野宮あり

御杖代云々 考云垂仁天皇紀小書に以倭姬命爲御杖代貢天照大神新撰姓氏錄に山猪子連等仕奉_上宮皇太子御杖代あどあり○講義云御杖代は御杖實なり垂仁天皇紀一書

に云々考に引るさて御杖とは皇大神宮の御杖代と申す
ことにて天皇の御杖の意にあらざ此は其御手に附て傳
き奉る事と云あり儀式帳大物忌職掌の條に此皇大神乎
頂奉齋内親王朝廷還參上時爾云々以川姬命大神乎令傳
奉豆從其時始氏大神專手附奉氏令傳奉とあるをもて其
御杖代の意と思ふべし然れど代は物實禮代などの如く
其下に添云にて御杖は皇大神に係り代ハ齋王に係りた
ること明けし云々

堅磐爾 考云堅磐にどのみ云ふ言ハ無し此上に常磐爾乃
三字と脱せし物ならむ

御座坐志米後釋云オホマシマサシムと訓べし大座坐
といふ事古言に多く例あることなるを云々おハします

と云も大座坐の約りたるなり云々

御杖代止進給布御命乎 講義云上に齋内親王波依恒例氏
三年齋比清麻波御杖代止定云々の結び也御命は群行の
時天皇の中臣と喚て仰玉へる御命にて江次第に又勅令
奉進齋内親王者此依恒例氏三箇年間波齋清氏天照大神
乃御杖代仁定奉進内親王曾中臣宜久吉久申豆奉禮宣と
あるをを受賜はりて中臣乃此詞と以て皇大神の大前に
申すなり

大中臣 考云御使の中臣なり
茂梓 考云嚴矛也○講義云今いふ杖の如き梓にて其製を
檀木を以爲るなり此を思ふに伊箇カ之の伊は發語よて檀
梓なり○今按に古へ梓と云しにハ今所謂棒といふ物も

有しこと古人の説もあれど伊加之と樞の義とするは如何
あらむ然れども必だ然らずとも決め難くればゆれば
引出つ

中取持氏 考云矛の柄の中らと握持つなるをもて神と君
との御中と事宜しと執成申す由に譬へたる言なり既に
も云る如く舒明天皇紀に大臣所遣群卿者大臣は蘇我蝦夷群卿は阿部
中臣紀などの御來如嚴矛此云伊箇之保虛取中事而奏請
八氏の人も御來如嚴矛人等也故能宜自叔父云々かく
取中臣の神爾在るも神の君との中取中臣の神爾在るも神の君との中
ハ大抜詞に以ひ茂梓云々の事はなほ中臣壽詞に云を見
るべし

遷奉大神宮祝詞 考云凡大宮二十年一度造替正殿寶殿及

外幣殿度會宮及別宮諸社皆採新材構造自外諸院新舊通
用宮地定置二其舊宮新寶遷收新殿云々凡大神宮年限滿
應修造者遣使使判官主典各一人但使孟冬始造之神宮七
院社十二處朝熊社等さて此度山口神祭採正殿心柱祭攝
社地鎮祭遣船代祭營造神寶并裝束使など種々の事は式
に委しけまへこ、に畧けり○今按に考に記されたる凡
云々とある二條とも大神宮式の文なり但し大宮とある
大字の下に神字脱たり○後釋云此れのみ祝詞とあるは
他例に違へり
皇御孫能御命 後釋云孫の下に命字あるべきを落たるり
○今按に如此る例も間あまきと猶命字を補ふ方より出雲
本には加へしれとり

廿年爾一遍此大宮新仕奉_レ氏 講義云凡大神宮二十年造替
正殿寶殿及外幣殿云々とある是にてそは既に引る如く
雜事記に天武天皇朱雀二年乙酉九月廿日依_レ大左臣宣_レ奉
勅伊勢二所大神宮御神寶物等差_レ勅使_レ被_レ奉_レ送畢宣旨狀爾
二所大神宮御遷宮事廿年一度應_レ奉_レ令_レ遷_レ御立爲_レ例也と見
ゆたる此御例と天地と共に彌遠長に傳へさせ給ふ故
に常例爾依_レ氏とは申す也朱雀三年以往之例二所大神宮
殿舍御門御垣等官司相待破損之時奉_レ修理之例也而依_レ件
宣旨定_レ遷宮之年限又外院殿舍御倉四面重々御垣等所_レ被_レ
造加也とありて夫より以來東西に定て更々其地に大宮
柱太敷立高天原に千木高知て稱辭定奉ること書典に記
ゆまでもあらず見たり聞たり人の能知れるが如し

御裝束物云々神寶云々 考云この御裝束神寶々な式に委

儲備_レ氏被_レ清賣 考云宮材を採る山口祭の時より始て度々

の被あり殊に御裝束を奉る前に大裏と始めて京城近
江伊勢また大神宮にて御使立て被の事あり

辨官某位云々 考云是は造宮使の外に右の裝束雜物送
奉る御使に辨大夫一人史一人史生一人宮掌一人使部二
人太政官より出立たる神祇官より史史生神部卜部等
送して部領に送奉る也又九月十四日粧_レ饗度會宮十五日
奉_レ徙_レ御像_レを_レ御船代同日粧_レ饗大神宮十六日奉_レ徙_レ御像○今按
に大神宮の御事延曆大神宮儀式帳同豐受宮儀式帳延
喜大神宮式建久大神宮年中行事記また大神宮雜事記の

類を併讀て詳るる事を知べし

○ 還却崇神 今按に考に祭詞二字を加へて理に依て補ふと
あると後釋に祭字ハさる事なれど詞字は例に違へりと
云きたり○講義云上件祈年祭より以下遷奉大神宮祝詞
まては凡て四時祭の統屬なるを此より以下出雲國造神
壽詞に至るまで三段は共に臨時祭の部類にて其事其時
を得て被行る、神事なり 但右の四時祭といふ中にも大
奉入時及遷奉大神宮祝詞の二段は毎年の事又は非れど
も此二ツ共に九月神嘗祭の度に在り故に今も四時祭詞
の統屬に入れたとも其實は是も臨時祭とあり臨時祭式をも
る事も其詞の下に注せるが如しさて臨時祭式をも
て推すに遷却崇神祭といふ條あること無しと雖此詞の
題號とハ其祭號の異にして載られたるべくればへたれ

ば此詞文ととの臨時諸祭の幣物とを合せて曉り得べき
凡ての例に倣ひて今此を校合せ見るに似着き物種々
あり其一尤霹靂神祭の幣物此詞に載る所と大に同じき
お其終に右荒魂和魂各中分並煮粥而祭若新有霹靂神者
依件鎮祭移棄山野とあるハ詞に皇御孫尊乃天舍之内爾
坐皇神等乎云々自此波四方波見霽山川能清地爾迂出坐
氏宇須波伎坐世止云々とありに叶へれを此其迂却崇神
祭の一なりとは知らきぬり二には同式に羅城御贖とい
ふ一條あり云々その羅城御贖に次てハ八衢祭云々と見
にたる幣物の員數の大凡此詞に載る所と同じきは彼四
時祭式よ六月晦日大祓ありて已然の罪穢を清免道饗祭
を行はれて未然に禍災を避くとその旨全く一なるハ大

に所由ある事也云々臨時祭式に付て事狀を考るに或は
霹靂の^にに當りてハ其怒氣を山野に移ハ或ハ八衢祭と
行はれて京城内の妖氣を攘ヒ或ハ疫病の時などはその
疫神を祭りて不正の氣^を逐ふなど^もられ^もこ^もき^も崇神乃
心なる^が故に^ろと祭り^和め遠く迂^ハ却ふ^につきて^ハ何
れにも此詞を用ゐらるゝものと見ゆれば臨時祭式に別
に迂却崇神祭といふ條ハ立らるまじきことなり云々三
にハ臨時祭式に宮城四隅疫神祭云々畿内十處堺疫神祭
云々とあるハ上なる道饗祭の條に注る如くその疫神と
云は疫を防ぐ神にて所謂る障神祭ある^が古く有來し事
なる^を如此其處を定められたるに續紀寶龜元年六月壬
辰朔甲寅祭疫神於京師四隅畿内十處とある其時よりの

事ある^う云々右の如く迂却崇神祭といふ物乃大体三條
なる^がられに付て猶つらく思ふに此詞は彼道饗祭を
本に取りて作るも著く彼詞に高天原爾事始^皇御孫命
止稱辭竟奉とあると此詞に高天原爾神留坐^皇事始給比
志云々とありてその旨の狀乃同じく出たるは其を本に
取て物せる^が故な^らりさて道饗祭ハ障神を齋ひて鬼魅
乃外より來る^を路上に饗^ハ過めて其内をして安^ららし
むるの祭なるを此祭は或は霹靂或は疫癘等の時^ハ當り
てその荒^ひ健^ぶる神靈を外に迂^し出^しめてその内にあ
る所の妖氣を攘^ひ逐^ふことな^り此即ち四時祭と臨時祭
とに相分るゝ所以なるものなり

神留坐^皇 後釋云こは皇御孫命を天降^し奉りたまふ事に

つきて云ひ出る語なきは神留坐と姑く語を切りて下文乃天降云々へあけて見れば云々

神漏岐神漏美 講義云常には皇親と親との詞を上にかくべたを然らざる尤事始給ひより直に續く故なり

天之高市 考云高はほめいふ言市ハ天下を集へらるゝ由なり云々○記傳云市との四方より人の集る所を云なれば必しも物賣者の集るをのみ云名にはあらず京をもほめて高市と云べきなる神代に高天原にても會八十万神於天高市と有て人の集る處をいふ名也大和國の高市郡も神武天皇乃畝火宮の地に就ての名なるべし○講義云天國の中にて諸神等乃集會たまふ域を云る神名秘書に天之高市天宮是也と

あるが如く神代紀一書に故會八十万神於天高市而問之とあるに正書に八十万神會天安川邊とあれば天安川乃邊なる平地乃最高處といふ市との神等々集る料に設ふる所なるを以いふ後に交易人乃集ふ所を市と云を是より出たる也○今按に多加伊知と訓べきと、おぼれど古事記に多氣知と見之和名抄にも多介知とあり古くより約て云ひ習むなるべし

我皇御孫之尊波云々 講義云此段すべて大祓詞に同じ但彼詞にハ荒ふる神を神問ん神攘ひの事と文の中間にて云るを此ハ末に廻して其事を委曲に云む爲に此には省けるなり云々彼詞に此國を安國と平く知食以御事を專と立て此詞は今も荒び健ふる神のあるに當りて尤迂却

ふ事ある故に荒ぶる神乃言向の事と云ひ列ねて即此詞の首尾を全くする故にその差異格別也○天より降りつき玉へる大綱を先づ此にかく云おきて次に荒ぶる神云々の事を演て小目とせりなり

神議々給時爾諸神等皆量申久考云上の議は漢ぶりに書き下乃量ハ皇朝の言と專として書つ○皇朝にはりるといふことは手と以物を量るおもとなりそれを轉して目もてはあり言もてはかるとも云りそは上下の言にて明らに分るめり漢國にてはうれとことくは字を造りて目ちるしとせり云々

天穗日之命 考云此命は須佐之男命の御子也○今按に此神須佐之男命の吹生し玉へるなれと天照大御神は御統

玉を物實とすれば天照大御神の我御子也と詔ひしこと紀記の本文乃如し然るをたゞ考の言の如く云ては皇統も須佐之男命より出たる如くにていかゞなり此は大義に係る事にて思ひ誤る人もあまは殊さらば論ふなま健三熊之命毛隨父事互考云父は穗日命事は言なり○今按に日本紀に大背飯三熊之大人亦名武三熊之大人とありこは古事記なる建比良馬命と同神なること古史傳祝詞講義等に委し披き見るべし

天若彦 今按に天若彦おこと紀記に委しく人も大方知れるお如し

高津鳥映云々 考云此は名無雉と云り云々○講義云こは天神の御罰なれば此を映といふべきならぬとも云々こ

は國つ神のさる所由は知らざる間乃諺を以傳へたるなり大祓詞なる高津鳥災もそれに罹れる人の方よりこそは災とも云べき状ありけれ實には天神の御罰なるも有なむお爲にその本源をり正して其罪咎を穢ふなり云々
更量給氏 講義云先に征伐として遣されたる天若彦の然しも壯士なりしも其威力足らざりし故に國神に率^率られて遂に忠誠ならず成りそれにつきて身亡にしもば更に事を改免て議り玉へるなり更字大に力あり心を留免て見るべき也

經津主命健雷命云々 今按にあの二神のこと日本紀に詳かり

神穰々給云々 講義云神代紀一書に故經津主神以岐神爲

鄉尊周流削平有逆命者即加斬戮飯順者仍加褒美云々とあり右の有逆命者即加斬戮の神穰々に當り飯順者仍加褒美ハ此乃神和々に當れり云々

如此久天降所寄志奉云々 考云この句ども大祓詞に全く出てそこに考もいひつ〇講義云當世乃天皇乃大宮造乃事と申さるること全く大祓詞に同じ上に皇孫尊云々天降寄奉支とあるハ天より始めて下り來坐る瓊々杵尊乃御事を申せるお其初國知し、大宮造の事を一に兼て云降せるものなり

天之御蔭云々 考云仕奉の上に美豆乃御在所ちふ言あるべきをこゝには省きて次下に云も文也〇講義云上に天之御舎の事あるべきをそへ下へ廻して其用ある所に置

て爰ハかくて云て其天之御舎と造仕奉ることを申せる
大祓詞まはは皇御孫命乃美豆乃御舎仕奉豆天乃御蔭日乃
御蔭止と隠坐豆とあるは下に御舎の用なきが故なるを此
と其天之用ありて下に云々

安國止平

久氣知食武

講義云天神等の上件の如く此國乃荒

ぶる神を言向けさせ給ひ皇御孫命乃安國と安けく知
りすべく物し玉へれば其御殿乃内に於て其妨け奉るこ
と乃無き筈の事なれば先此よかく云て下に神等の荒ひ
健び崇ることと述て其義を戦はせたるなり

天御舎之内爾坐

講義云天皇の御殿に崇をなして坐す神

といふほどの事なり天御舎ハ古事記に天之御舎とあり
あくて天某と云ハ天上の物ハ凡て美たく麗くきと其に
擬む物とるをいふ云々坐ハ次に荒備給比健備給比崇給

云々とあるその如くして天皇の大殿内は在汝と云り○

今按に後釋に内爾の下に入來ると乃字ありしお落たる
なるべしと云れたり一わたりハ然る事の如くなれど講
義の説にて聞けたれば本のまゝにて宜し

皇神等 講義云何れの神の御心とも知られぬもあるが爲

に廣く皇神等といへるなり

荒備給比 講義云上に荒ぶる神等と神攘と平氣武止云々

荒振神等と神攘と給比神和と給云々と見へたる天神の
御趣けに對て云る也下に高天原爾始志事乎神奈我良毛
所知食豆と有を照應て知らまたり

健備給比

講義云動作乃一途に强悍して他に顧る所なき

と云て常に武勇を云とハ異なり

崇給 講義云神等の御怒まを時ハ災異をもて示し給ふ也
此ハ荒ぶる神の荒びをも神の御心に怒ります事ありて
崇り玉ふとハ云るなり

高天之原爾始志事乎云々 講義云皇孫命乃御世乃次々受
給ひ保給ひて天下に敷給ひ行ひ玉ふ大御政はしも皇祖
天神乃御事依し坐る神代の古事に依せ給はざる所なき
殊に天社國社乃皇神等を齋き祭らせ玉ふ御業はしも
高天原に事始て傳へさせ玉ふ所なり云々崇神を迂却こ
とも申迄もなく皇祖天神の始させ玉ふ所あればらく高
天原に始し事とハ云へり
神奈我良毛所知食豆 考云この理を云ひ明らかむとて上
に天津御祖乃詔云々の事どもを擧いひたるハ文理宜し

きなを○神奈我良毛は孝徳天皇紀の詔に惟神者謂
自有神我子應治故寄是以與天地之始君臨之國也また万
道也葉に神隨神佐備世須登とおほくふめり即ち神におはす
おまゝにちふ言也こゝハそを本より知おえとる神に
更に申す由に云りなからちふ言後世人乃おもふとは異
にて古はそのまゝといふ言にのみいへり○講義云孝徳
天皇紀云々万葉云々こゝ高天原に事始め玉ひし神魯岐
神魯美命のこと依し奉りたまへるまにし奉り行はせ
給ふ事にて其事の有る状ハ物し玉ふ謂也○崇となす
神も神にてませば此天宮事を疾く知ろしめし辨へさせ
玉ふとあり

神直日云々 考云上乃大殿祭の詞に云つ○講義云その荒

ひ健ひ祟りまゝ、禍事をもて直く玉ひてを迂く却ふ
其神乃持罷り退玉ひてなり

自此地波

講義云天皇乃御舎の内次云り

但その大宮所の
總てよ係れるこ

と云も更なり此地と
あるをささるべし

四方乎見霽云々

考云光仁天皇紀の詔にも見行弄賜牟山

川能淨所者ちふ言あり○講義云高き處を云へり祈年祭

月次祭乃大神宮詞爾皇神乃見霽志坐四方國云々とあり

そへ上天より此國を見霽かゝ坐すを云なるゆ此は山川

乃清き地より四方を見霽すを云○今按に山川は山と川

となれば川を清て訓べ濁りて訓ば山乃川といふ事に

なるなり

遷出坐豆

講義云その祟と爲居此地より山と川との清

き地へ移り出奉るまに出行へせたまへとなり

宇須波伎坐世

考云この言は古事記に問大國主神云々汝

宇志波祁流葦原中國者云々万葉に宇志播吉伊麻須諸能

大御神等まゝと宇を借ては牛掃神牛吐るども書たりこ

に宇須と有と音通へりりくて言の意は丹波道主王と申

と美知宇斯王とも書たるをむかへて宇志を主乃意なる

と知り波伎は張かり万葉に山吹を山振と書支茅子を波

利ともよめる如く伎と利と通はしいふこと然也然をば

こゝの山川を主張坐ちふこと也○記傳云こまも然るこ

となれど猶張を波久と云る例なければいり波久は佩

刀着香あどの波久と同く身に着て持つ意ならむ猶

考ふべし

見明物止鏡 講義云鏡ハ向ひ見る料乃物なる故に云り明
尤詔辭解に物を見て心を晴となり云々

翫物止玉 講義云見めて、翫弄也 玉を手に取持て賞翫ふ
射放物止弓矢 講義云弓を引放て物を射るを云なり

打斷物止太刀 講義云打は討なり斷は切なり云々物を刈

斷つ故に太刀と名けたるその用を云也

馳出物止御馬 講義云馬は走出る料なる由なり

米爾毛云々 今按に鈴屋大人ハ疑ハれたれど講義に米爾毛

ハ右乃和稻に當り穎爾毛ハ右の荒稻に當れ、ば姑く本

のまゝにて有んとぞ思ふと云へるに從ふべし

入物 今按に考に八取机物といふを略ける也とてヤトリ

ノモノと訓を後釋にハ凡物の誤なりとてツクエモノと

訓み凡代物ツクエモノと云に同じとあり

御心毛明爾 考云荒ぶる耽ハ心くらく和める耽は心明あ

なり○講義云明ハ其迂却らるゝに依て幣帛をも奠らる

ることと隈なく聞食てなり○神なぬら鎮ます神にて坐

ず任に高天原に事始め皇孫命の御世の次々行はせ玉

ふ神事なることを明に知食て山川の清地に迂り却ぞき

給ひて其地を宇須波伎坐て御心も和らに鎮り坐せとい

ふなり云々

○

遣唐使耽奉幣 考云臨時祭式に開遣唐船居祭社住吉と有に

同くあるべき也云々同式に開船居耽神祇官差使向社祭

之とある是也船居とハ湊に船を留め置く處をいふ續日

本紀に播磨國の某か船居の地と奉りて位を賜はり、
ともありさて開船居とハ初めて其湊を榜出るをいふ万
葉に朝開してこぎ行ふと多くふ免るを擧て冠辭考に委
しく云ひつ異國御使遣さるゝ事推古天皇十五年紀に大
禮小野妹子遣唐國とあり云々

住吉 考云是ハ神代紀に伊奘諾尊筑紫檉原に身禊して生
玉ふ底箇男中箇男表箇男三神也さて神功皇后新羅より
歸ります此三神の教に依て穴門山田邑に其荒魂を祭
らる其明年皇后の御舟攝津國牟古水門に入給えむとす
るに御船回て進ざりし、此の三神誨へ玉はく吾和魂居
大津、淳中倉之長峽使因看往來船於是隨神教以鎮座焉則
平得度海と紀に云々此大津ハ即万葉に住吉の三津に船

乗りと遣唐使のこととよめる同じ津なり○神名式に攝

津國住吉郡住吉坐神社四座

名神大月次
相嘗新嘗

とあり是は其後

神功皇后とも齋ひ奉りて四座と云り○住吉は須美の延
ちふ假字ハあまて須美與志ちふ言ハ無し古ハ吉と延
と云り云々○講義云住吉社に付て祭ることハ古事記韓
國御言向の御喻言に是天照大御神之御心者亦底箇之男
中箇之男上箇之男三柱大神者也云々我之御魂坐于船上
而云々以可渡とある如く彼韓國を歸せ玉ふこと天照大
御神乃大御心と専ら此住吉大神の執行ハせ給ひし古事
のあり故に徒に船路の守護のみならず凡て外國の事に
此時より始めて預り玉ふ所謂あるが故ありそは新羅を
平竟て歸り玉へる條に再以其御杖衝立新羅國主之門即

以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎮還渡也とあるをも
て知るべし
稱辭竟奉 今按に原本にこの稱字なきを考に補はま講義
にもそれに從へり

大唐 考云唐法と受るにあらぬは大と貴ぶハ奈良人のひ
が言也云々○今按にこれのみあらず後にも大明をい
ふ皆同く非事なり但し古くを唐國をも蕃例に入たる御
さだめなれば大字必しも貴みてまはあらず此事鈴屋大
人氣吹舍大人なども云れたることあり内外の別を明る
にせむ人よく心得居べきことなり

使遣 左 牟 考云遣唐使なり○今按に考に使の下に者字を
補はれたれどその非なること下に擧る後釋の説にて知

べし

播磨國 利 與

講義云上に使遣さむとある大御使の播磨國よ
り船乗して其船居を開き渡るを云なり○今按に此ハ室
津なること講義にいへり

船乗爲互 後釋云乗下なる止字は後人のさうらに加た
るものにして船乗してなり

使者遣 止 佐 牟 後釋云者ハ辭なりされば此使も上に云る使
と一にて遣唐使を云なま云々後の心もて思へを同じ遣

唐使のことと二たひ云はむは煩き様なれども如此云
ぞ反て古語のさまにはありける

教悟給比那我良 考云これも既に云ふ神隨のなからにひ
とく教へ玉ふまゝにちふことなり

船居作給波部禮

今按に考にこの頃難波の湊塞れる事あり

て播磨の津より發んと議り給ひしに神の御誨ありて忽、
船津れ開けし時の事と見えたりといひ此詞のさま奈良、
朝に此事有しを續紀に漏れたるか又奈良より上代の事
なりしと後にあく稱へ申せるあと云れたるを講義に古
事記に仁徳天皇乃御代墨江津と定め玉ふとある所の傳
に依りて住吉社とも住吉津をも今の地に迂し給ひしは
仁徳天皇の御代にて凡て此大神ハ異國の事と知看す故
よ唐國へ御使遣はず耽も殊に此津より發船するなるべ
きことと擧げ此詞の源由ハ三韓の日本府の宰を遣はず
耽に起れるなるべきことなど委しく見わたるべき所狭け
きは出引ず

ば此詞文とその臨時諸祭の幣物とを合せて曉り得べき
凡ての例よ倣ひて今此を校合せ見るに似着しき物種々
あり其一ハ霹靂神祭の幣物此詞に載る所と大に同じき
ハ其終に右荒魂和魂各中分並煮粥而祭若新有霹靂神者
依件鎮祭移棄山野とあるハ詞に皇御孫尊乃天舍之内爾
坐皇神等乎云々自此波四方波見霽山川能清地爾迂出坐
氏宇須波伎坐世止云々とあるに叶へれを此其迂却崇神
祭の一なりとは知らるべきなり二には同式に羅城御贖とい
ふ一條あり云々その羅城御贖に次てハ八衢祭云々と見
わたる幣物の員數の大凡此詞に載る所と同じきは彼四
時祭式よ六月晦日大祓ありて已然の罪穢を清光道饗祭
を行はれて未然に禍災を避くとその旨全く一なるハ大

に所由ある事也云々臨時祭式に付て事狀を考るに或は
霹靂の度トキに當りてハ其怒氣を山野に移ハ或ハ八衢祭と
行はれて京城内の妖氣を攘ハひ或ハ疫病の時などはその
疫神を祭りて不正の氣ク逐ふなどろれもこきも崇神乃
心なる故コトにうと祭りヲ和め遠く迂ク却ふにつきてハ何
れにも此詞を用ゐるハものト見ゆれば臨時祭式に別
に迂却崇神祭といふ條ハ立らるまじきことなり云々三
にハ臨時祭式に宮城四隅疫神祭云々畿内十處堺疫神祭
云々とあるハ上なる道饗祭の條に注る如くその疫神と
云は疫を防ぐ神にて所謂障神祭ハるハ古く有來し事
なるを如此其處を定められたるに續紀寶龜元年六月壬
辰朔甲寅祭疫神於京師四隅畿内十處とある其時よりの

禮代乃 考云この言次乃神賀詞に神禮自利臣禮自といひ
續日本紀の伊勢大神宮への詔爾禮代乃大幣ともあり其
外にも見ゆるやハえるやまひり申と事代ハらの奉る
物實モノといふ古事記に安康ノ盜取其禮物之玉崇神天皇紀に
取倭香山土裏領巾頭ノ祈曰是倭國之物實モノ反之これ等なり
云々
幣帛乎官位姓名爾使捧齎ヒ 講義云臨時祭式に開船居祭
云々右神祇官差使ヲ向社祭之と見えたるこれなり
進奉久申 考云この御使の宣る詞なり又この時住吉の祝
部の申と祝詞もありつらむ万葉十九に天平五年遣唐使
に餞する時の歌に住吉に伊都久祝ハ神言ハと行得ト來得
毛船波早けむ又同時贈使歌ヲらみつ山跡國青ニ毛ハ平

城の京師ゆおいてる難波にくだり住吉の三津に船のり
 たゞ渡り日入る國に遣さゆわおせの君を懸まくのゆ、
 志恐き住吉乃吾大み神船のへにうはきいまし船ども
 爾御立し坐てさしをらむ磯の崎々あきはてむ泊々に荒
 風波にあはせず平けく率て歸りませもとの國家にちふ
 意詞りの祝詞に有をもてをめるなるべし○後釋云此祝
 詞ハ語と、のひて古くあは古への御代に此云々の事の
 わりし時に作まりし祝詞なるを後まで用ゐらましにや

明治十六年九月十一日反刻御届
 全 年九月 出版

定價三拾錢

著述人 東京府士族 久保季茲

原版主 全 平田胤雄

反刻出版人 大阪府平民 大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

大 阪 書 肆

此花北北鹿小赤中岡梶淺森辻濱三前前岡中此田前松柳
村井尾村田谷志尾島田井本本本木川川田川郵中川村原
彦卯禹孝靜卯忠新眞喜吉太信伊佐宗源茂勘正太善九喜
三二八 兵 太三 七兵 右兵兵兵
助助郎郎七郎七助七造衛助郎郎助七郎衛助助門衛衛衛

備伊阿豐豐尾肥備薩雲全全全全全西東
前豫波前前州後後州州 京京
岡松德犬中名熊尾鹿松
山山島分津古本ノ兒江
屋 道島

渡土黑山野片長三吉園大武川杉田山加熊丸中眞豐梅吉
邊肥崎川依野崎木田山谷岡勝本中田藤谷善野部住原岡
源與源正曆東次半幸喜仁文德甚治茂正幸 散武幾龜平
兵 三 四 兵兵右兵 二 兵 會 太
衛平助郎三郎郎衛衛門衛助郎助衛助七助社三助郎七助

